

4-3-2. 施設使用料の見直し

No.	管理コード	対策(どうする)	20年度までの状況	あるべき姿	課題 (乖離の原因)	具体的な取り組み	所管部課 (だれが)	目標値(数値化できるもののみ)			開始 年度	目標 年度	スケジュール(年度)(いつまでに)							達成度 (20年度末)			
								開始	現在 (H21.4.1)	最終			19	20	21	22	23	24	25		26		
1	【4321-1】	火葬料金の統一	・12歳以上料金 中津 5,000円 坂下 11,000円 加子母 27,000円 付知 25,000円 蛭川 10,000円	・統一された料金体制。	・地域で料金が異なっており、統一する必要がある。	旧中津川市の12歳以上の火葬料5,000円に統一する。 (完了)	生活環境部 市民課	-	-	料金統一	21	21										100%	
2	【4322-2】	上下水道料金の統一	・合併時の未調整項目であり市民の公平性が図れていない。 最大で2.1倍の格差がある。	・水道料金の地域格差をなくし、利用者間の負担を公平にするため統一を図り、更に自立に向けて健全経営ができています。	・料金格差が大きい。料金の算定方法が異なる。	H21年度に「上下水道経営審議会」に諮問し、答申を受け、H22から26年度までに段階的に調整を行う。	水道部 業務管理課	料金統一 0%	料金統一 0%	料金統一 100%	21	26			⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		-	
3	【4323-1】	各スポーツ施設の使用に関して、使用料、減免団体の基準の見直し	・スポーツ施設使用料が合併以前の設定のままであり、利用者の不公平が生じている。	・公平・公正な観点から受益者負担の原則に基づき使用料の徴収を行なう。	・合併前からの各施設の利用形態と市民意識及び減免制度にばらつきがあり統一調整が必要。	対象となる地域で利用者に対する説明会を開催し、理解を得るとともに、規則改正を平成21年12月に行う。	文化スポーツ部 スポーツ課	-	-	-	20	21			⇒	⇒							-
4	【4323-2】	公の施設使用料設定に関する基本的考え方を策定	・市の公共施設使用料は、現在、合併前の旧7市町村ごとに料金設定の取り扱いが異なっている。	・施設使用料は、負担の公平性を確保するため、利用者は応分の負担をする。	・使用料が適切な金額であるか、それを判断する基準が設定されていない。	維持管理費の現状を精査するとともに、社会状況の変化や今後の委託化等の見通しを勘案しつつ、施設使用料設定に関する基本的考え方をまとめる。	総務部 行政改革推進課	-	-	-	21	21			⇒								-
5	【4324-1】	各公民館施設の使用に関して、使用料、減免団体の基準の見直し	・各総合事務所の公民館使用料について、合併時から当分の間旧町村の減免によることとしているため、利用者に不公平が生じている。	・公平・公正な観点から受益者負担の原則に基づき使用料の徴収を行なう。	・合併時から十分な見直しが検討がされていない。	「負担の公平性」を図るため対象となる地域で利用者に対する説明会を開催し、理解を得るとともに、減免に関する規則改正を平成21年12月に行う。	文化スポーツ部 生涯学習課	-	-	-	20	21			⇒	⇒							-
6	【4324-2】	文化施設の使用に関して、使用料、減免団体の基準の見直し	・中津川文化会館・東美濃ふれあいセンター・福岡ふれあい文化センター・アートピア付知交芸プラザの使用料・減免が合併前のままであり利用者に不公平が生じている。	・施設の使用状況を踏まえた統一調整制度を確立する。	・施設の状況、合併前からの各施設の利用形態と市民意識及び減免制度のばらつき等の統一調整。	規則改正を平成21年12月に行い、市民に周知する。	文化スポーツ部 東美濃ふれあいセンター	-	-	-	20	21			⇒	⇒							-